

「かごしま黒豚」認知度向上プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「かごしま黒豚」認知度向上プロモーション業務

2 履行期限

令和9年3月5日（金曜日）

3 業務目的

本県を訪れる観光客等に対し、キャンペーンを通じて「かごしま黒豚」がブランド商品であり、そのブランド名称や生産条件等について理解を深めてもらい、「かごしま黒豚」ブランドの認知度向上・高付加価値化を図ることを目的とする。

4 定義

本業務における「かごしま黒豚」の定義は次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 鹿児島県黒豚生産者協議会会員が、県内で生産・肥育し、出荷したパークチャー種
- (2) 肥育後期にさつまいもを10～20%添加した飼料を60日以上給与
- (3) 出荷日齢が概ね230～270日齢

5 委託内容

- (1) 「かごしま黒豚」を提供する県内飲食店・販売店（以下「県内飲食店等」という）と連携したプレゼントキャンペーン（以下「キャンペーン」という）の実施

ア キャンペーンの企画立案・運営管理

- ・ 「かごしま黒豚」の認知経路である県内飲食店等と連携し、喫食体験等も絡めた観光客の関心を引く企画とすること。
- ・ 「かごしま黒豚」の強みである肉質や脂身の甘さ等の特徴が伝わり、認知度向上に寄与する企画とすること。
- ・ キャンペーンは履行期限までに2回実施し、効果的な時期及び期間を設定すること。
- ・ 景品は「かごしま黒豚」を使用したものとし、県内の業者から調達すること。なお、「かごしま黒豚」関連資材を制作し、景品とする場合は県と協議すること。
- ・ 具体的な実施計画（スケジュール、実施体制）を作成すること。
- ・ 取組に応じた測定項目を設定し、効果等を分析すること。

イ 参加店の募集・連絡調整

- ・ 委託者と協議の上、鹿児島県黒豚生産者協議会の販売指定店及びこだわりの店（※）や「かごしま黒豚」を取扱う県内飲食店等へ参加の募集を行うこと。
 - ※ 販売指定店及びこだわりの店：鹿児島県黒豚生産者協議会が認定
（令和8年5月現在：県内60店舗 URL：<https://www.k-kurobuta.com/shop/>）
- ・ 参加店との連絡調整を行うとともに、キャンペーンのPRを店内等で実施するよう調整を行うこと。

ウ Web応募フォームの開設及び管理

- ・ キャンペーンのお募の際には、「かごしま黒豚」PR動画の視聴や「かごしま黒豚」ブランドに関するクイズへの参加など、ブランド名称や生産条件等について応募者が理解を深める工夫を行うこと。

※ 鹿児島県が作成した「かごしま黒豚」PR動画（13本）

（URL：https://www.youtube.com/channel/UCNfzo81_mEJ0FXhk7-2FVzQ）

- ・ キャンペーンのお募に伴い、「かごしま黒豚」のイメージや認知状況に関するアンケートへの回答を必須とすること。

エ 当選者への通知及び景品配送手配

(2) キャンペーンの効果的な周知活動

業務目的が達成されるよう、キャンペーン等の告知を含め取組内容等についての広報やPR資材（ポスター、チラシ、のぼり等）の作成、インフルエンサーを活用するなどSNS等で広く情報の発信に努め、周知や「かごしま黒豚」ブランドの認知度向上を図ること。

6 成果報告

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに委託者へ提出しなければならない。報告書には、事業実施概要、実施結果、効果測定結果、今後の課題等を記載すること。

- (1) 報告書（A4判縦：1部）
- (2) PDFデータ：一式

7 著作権

- (1) 本業務に従って作成される成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む）は、鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、著作者人格権について、いかなる場合においても一切行使しないものとする。
- (3) 本業務の履行に当たり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理すること。

8 その他

- (1) 本業務を履行する上で、知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 本業務に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については、県と協議するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、県と十分に連携をとり、協議、調整の上、作業を進めることとする。